

京都市主催
無料
オンライン講座

マンション管理について 考えませんか？



～マンション管理の向上に向けた動画配信～

京都市では、“マンション管理の見える化”を進めるため、「管理計画認定制度」を令和4年9月から開始しました。

マンション管理の重要性を認識いただくとともに、同制度を活用し、お住まいのマンションの管理状態を確認するきっかけにさせていただくため、セミナー動画を配信します。

分譲マンションにお住まいの皆さまや、今後購入を予定されている方。大切な資産を守るためにぜひご視聴ください。

動画①

「分譲マンション管理の重要性について」

京都市 都市計画局
住宅室 住宅政策課

動画②

「管理計画認定制度を活用した管理計画の見直し」

一般社団法人
京都府マンション管理士会

動画③

「マンションの維持・管理などに活用できる融資・支援について」

独立行政法人
住宅金融支援機構 近畿支店

視聴方法

ウェブサイト “京すまいの情報ひろば” イベント情報より
URL : <https://miyakoanshinsumai.com/>

スマートフォンからの視聴は専用QRコードから →



管理計画認定制度とは

管理適正化推進計画を作成した地域において、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、マンション管理組合は地方公共団体から適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。

長期修繕計画の計画期間が一定の年数以上であること、長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定していること、集会（総会）を定期的で開催していることなどを基準としています。

修繕積立金は
今のままで足り
るのかしら？

管理計画が認
定されると
どんなメリッ
トがあるの？

動画で詳しく
解説しています
ので是非
ご覧ください！



<企画・運営> 京安心すまいセンター

(075) 744-1670 (9:30~17:00)

※水曜・第3火曜日・祝日・年末年始は休館

<http://www.kyoto-jkocha.or.jp/sumai/index.html>

管理計画認定の取得に向けて、まずはここから始めましょう！

管理計画認定の申請に当たっては、管理組合の総会決議（普通決議）が必要になります。まずは、直近の総会に向けた手順を確認していきましょう。

- ① 認定基準に該当しているか、改善すべき項目があるか確認する
- ② 管理組合にとっての意義などを整理し、理事会で話し合う
- ③ 改善が必要な項目がある場合は、区分所有者や管理組合の負担を精査し、管理業者やマンション管理士、建築士などの専門家とも相談しながら、一つずつ改善に向けた合意を進めていく
- ④ 総会に起案する

どこから手を付けてよいか、認定基準に該当しているかどうかや確認したらよいか、該当していない項目がある場合の改善をどう進めればよいかなど、分からないときは、（一社）日本マンション管理士会連合会が設置する

①「マンション管理計画認定制度相談ダイヤル」で相談することができます。

また、マンションの管理に関すること全般について、京都市のすまいに関する総合相談窓口②「京（みやこ）安心すまいセンター」に相談することができます。

（※相談内容によって、応じられる窓口を紹介させていただく場合があります。）

① マンション管理計画認定制度相談ダイヤル

◆マンション管理計画認定制度をはじめ改正マンション適正化法全般

☎03-5801-0858

午前10時～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）



② 京（みやこ）安心すまいセンターの相談窓口



すまいの相談

- ◆一般相談（すまいに関する困りごと）
- ◆専門相談【分譲マンション管理】

☎075-744-1635



分譲マンション管理支援 アドバイザー派遣・講座

- ◆マンション管理運営に関する支援
- ◆大規模修繕工事等に関する支援

☎075-744-1670

分譲マンション管理計画認定 適合状況確認サービス

- ◆同認定取得に向けたマンション管理士による確認・助言

☎075-744-1670



午前9時45分～午後4時30分（水曜・第3火曜・祝日・年末年始を除く）